

## 指標 10.7.4

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 10.7.4** 難民の人口の割合（出身国別）

**ターゲット 10.7** 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

**ゴール 10** 各国内及び各国間の不平等を是正する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

この指標は、「条約難民」、「その他の庇護」及び「定住難民」の人数を合計したものとして定義される。

(a) 「条約難民」とは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の規定に基づき、難民として認定された者の数である。

(b) 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされたものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者（入管法による在留特別許可又は在留資格変更許可を受けた者）の数である。

(c) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び同26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もあり、合計欄では重複して計上されている。

#### ○ 概念

入管法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定している（入管法2条3号の2）。これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような

恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっている。

条約難民に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、「その他の庇護」として、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っている。我が国では、「条約難民としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っている。

また、「定住難民」（昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民）は、閣議了解等に基づいて受け入れており、「条約難民」とは異なる。

#### ○ 根拠及び解釈

我が国において「条約難民」、「その他の庇護」及び「定住難民」の人数として扱われる一般的値である。

### データソース及び収集方法

報道発表資料「令和2年における難民認定者数等について」（令和3年3月31日）

### 算出方法及びその他の方法論的考察

#### ○ 算出方法

各年における「条約難民」、「その他の庇護」及び「定住難民」の許可（認定）者数を合計したもの。

#### ○ コメントと限界

条約難民等で我が国での在留を認めた者のうち、我が国に在留している者の数（人口）やその出身国については集計していない。

### データの詳細集計

庇護のタイプ別（条約難民、その他の庇護、定住難民）

## **参考**

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00003.html)

## **データ提供府省**

法務省出入国在留管理庁

## **関連政策府省**

法務省出入国在留管理庁

## **担当国際機関**

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）